

大気汚染防止法施行規則第十六条の五第二号の規定に基づき 環境大臣が定める者（案）について（概要）

令和 2 年 8 月
環境省水・大気環境局大気環境課

1. 制定の趣旨

本年 6 月に公布された大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 39 号）の施行に向け、大気汚染防止法施行規則（昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号。以下「規則」という。）の改正を本年秋に予定している。今般の規則改正により、規則第 16 条の 5 第 2 号において、建築物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に係る事前調査については、適切に当該調査を実施するために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者に行わせることとする予定である。このため、当該者を定める告示を制定する。

なお、本告示案の意見公募開始と同日より、「大気汚染防止法施行規則及び環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」につき意見公募が開始されており、本告示案は当該省令案の内容を踏まえた改正内容とする。

2. 告示の概要

改正後の規則第 16 条の 5 第 2 号において、適切に前号の調査を実施するために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者について、以下に掲げる調査対象物の区分に応じ、それぞれ以下の者とする。こととする。

- （1）建築物（建築物石綿含有建材調査者講習登録規定（平成 30 年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第 1 号。以下「登録規定」という。）に規定する一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部（以下「一戸建て住宅等」という。）を除く。）
 - ・・・登録規定に規定する一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者又はこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者
- （2）一戸建て住宅等
 - ・・・（1）に掲げる者又は登録規定に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者

3. 告示日等（予定）

告 示 日：令和 2 年 10 月上旬
施行期日：令和 5 年 10 月 1 日